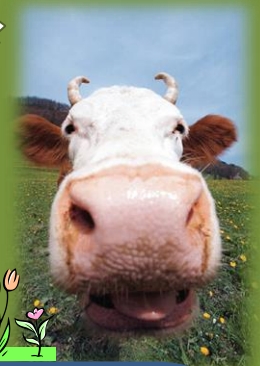




(公益社団法人)岩手県農業公社では、国の補助事業を活用して、生産性の高い草地畜産と快適な畜産環境を整備するお手伝いをしています。



公益社団法人 岩手県農業公社 施設建設部  
(盛岡市神明町7番5号/パルソビル3階 TEL019-651-2181)



草地畜産  
の整備

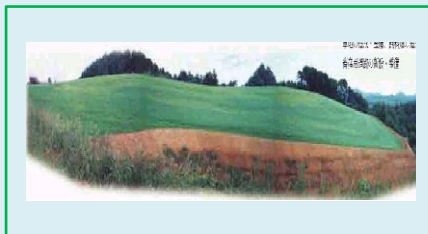
### 草地畜産基盤整備事業

- ◆飼料自給率に直結する飼料生産基盤（草地、飼料畑、野草地、放牧用林地）の造成・整備改良が基本工種
- ◆基本工種と一体的整備が合理的と判断される其他工種（用排水施設、隔障物施設、家畜排せつ物処理施設等）を整備

☞草地整備型、畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型の3タイプ（国庫補助率50%<草地林地総合整備型55%>）

【整備例】

※草地の造成整備



※畜舎等の整備



畜産環境  
の整備

### 畜産環境総合整備事業

- ◆畜産経営に起因する水質汚濁、悪臭、害虫等の環境問題を解消又は防止を図る施設（家畜排せつ物処理施設、臭気対策施設等）整備
- ◆草地景観等の多面的機能を都市住民等に提供することを目的とした施設整備

☞資源リサイクル型、草地畜産活性化型の2タイプ（国庫補助率1/3、50%、55%—工種等により異なる）

【整備例】

※軽石脱臭設備の整備



※堆肥舎の整備



# 事業実施関係

## 1 事業の申し込み

○参加を希望する農家の方は最寄りの市町村農政（林）課に相談願います。

## 2 計画の策定

○事業実施までには2年間の調査が必要で、事業毎に定められている採択要件を満たした計画書を策定しなければなりません。（地区全体の計画は県が策定します。）

## 3 事業の実施体制

○事業実施主体 （公益社団法人）岩手県農業公社  
○事業は単年度（毎年度精算）で、負担金は事業費から補助金を差し引いた額です。また、事業費に農業公社の諸経費が加算されます。

【整備例】

※TMRセンター整備



※豚舎整備



## 4 主な注意点

### ○草地畜産基盤整備事業の場合

- ◆畜産農家が家畜保護施設等の施設を整備する場合は、草地又は飼料畑の造成が必須となります。（0.5ha以上）  
※草地造成→草地以外を草地にすること（山林、原野、水田等）  
※草地整備→既存草地の勾配修正や暗渠等による整備
- ◆家畜保護施設では、事業後の飼料自給率が現状より10%以上向上していることが必要です。

### ○畜産環境総合整備事業の場合

- ◆家畜排せつ物処理施設は共同利用に限られます。
- ◆畜舎移転は、移転跡地と移転先で環境問題が発生しない場合に限られます。

■事業毎の採択要件等の詳細は、最寄りの市町村農政（林）課、県広域振興局農政（林）部・農林振興センター、農業公社にお問い合わせください。

